



鳥取県公報

平成17年 1月11日(火)
第 7 6 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	南部箕蚊屋広域連合規約の変更の許可 (1) (市町村振興課)	1	
	土地改良区の役員の就退任 (2) (西部総合事務所農林局)	1	
	生活保護法による介護機関の指定 (2件) (3・4) (福祉保健課)	2	
	結核予防法による医療機関の指定 (5) (健康対策課)	3	
	地域森林計画の決定 (6) (林政課)	4	
	地域森林計画の変更 (2件) (7・8) (〃)	4	
	生産事業者登録証の記載事項の変更 (9) (森林保全課)	4	
	都市計画の変更 (3件) (10~12) (都市計画課)	4	
	公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示 による通知 (2件) (森林保全課)	6
		保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示 による通知 (2件) (〃)	8
調達公告		一般競争入札の実施 (管財課)	11
	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	12	
	公募型指名競争入札の実施 (4件) (管理課)	15	

告 示

鳥取県告示第1号

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号) 第9条の2第1項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合の規約を変更することを平成16年12月27日許可したので、同条第2項において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3第5項の規定により告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第2号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂 東 貢 西伯郡淀江町大字小波125
" 渡 邊 照 夫 西伯郡淀江町大字小波982 - 1
" 福 田 岩 雄 西伯郡淀江町大字中間395
" 大 村 興 孝 西伯郡淀江町大字中間616 - 5
" 花 田 豊 米子市尾高882
" 伊 達 厚 美 米子市尾高998
" 青 木 鐵 雄 米子市尾高1748
" 中 本 高 夫 米子市尾高1121 - 1
" 相 賀 功 米子市下郷318
" 仲 田 實 米子市尾高1984 - 1
" 木 村 一 郎 米子市泉19
" 田 中 美 雄 米子市日下567
" 田 中 弘 米子市福万726 - 1
" 田 村 浩 米子市福万196 - 2
監事 米 山 昭 二 西伯郡淀江町大字小波994
" 秋 里 昭 夫 米子市下郷409 - 2
" 舩 本 博 孝 米子市福万295
平成15年 1月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 高 西 史 郎 西伯郡淀江町大字小波96 - 1
" 渡 邊 照 夫 西伯郡淀江町大字小波982 - 1
" 平 林 将 西伯郡淀江町大字中間376
" 大 村 興 孝 西伯郡淀江町大字中間616 - 5
" 花 田 豊 米子市尾高882
" 伊 達 厚 美 米子市尾高998
" 田 中 誠 米子市尾高1742
" 中 本 高 夫 米子市尾高101 - 39
" 安 田 禮 三 米子市下郷9192
" 仲 田 實 米子市尾高1984 - 1
" 吉 川 嗣 米子市泉105
" 仲 石 吉 雄 米子市日下551
" 田 中 弘 米子市福万726 - 1
" 田 守 政 吉 米子市福万214
監事 米 山 昭 二 西伯郡淀江町大字小波994
" 木 下 鴻 米子市尾高855
" 舩 本 博 孝 米子市福万295
平成15年 1月23日就任 任期 平成19年 1月22日まで

鳥取県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社はごろも	鳥取市徳尾443 - 9	はごろも	鳥取市徳尾443 - 9	訪問介護	平成16年10月4日

鳥取県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団悠々	米子市米原九丁目3 - 10	ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目3 - 10	居宅療養管理指導	平成16年11月1日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町158	ホームヘルプひまわり鳥取	鳥取市桂木784	訪問介護	平成16年12月15日
〃	〃	デイサービスひまわり鳥取	〃	通所介護	〃

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町158	居宅介護支援事業所ひまわり鳥取	鳥取市桂木784	平成16年12月15日

鳥取県告示第5号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
メンタルケア&カウンセリン	米子市安倍48 - 1	平成16年12月14日

グはまざきクリニック

鳥取県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第9号

林業育苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
205	長谷川陽治	住所	八頭郡用瀬町大字屋住276	鳥取市用瀬町屋住276	平成16年11月 1日
"	"	事業所の所在地	八頭郡用瀬町大字屋住	鳥取市用瀬町屋住	"

鳥取県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 3・3・9号米子駅陰田線
米子境港都市計画道路 3・4・20号車尾大谷町線
米子境港都市計画道路 3・5・10号目久美町石井線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 米子境港都市計画道路 3・3・9号米子駅陰田線

変更する部分

米子市大字大谷町

(2) 米子境港都市計画道路 3・4・20号車尾大谷町線

追加する部分

米子市大字目久美町及び大谷町

(3) 米子境港都市計画道路 3・5・10号目久美町石井線

変更する部分

米子市大字目久美町

鳥取県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 3・3・7号米子駅境線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市大篠津町字後川尻、字尊ヶ谷、字城跡、字藪添及び字荒山入口並びに境港市佐斐神町字大上、字長山、字長山灘、字上灘、字上東屋敷、字中東屋敷、字御休所、字青木及び字丸塚

削除する部分

米子市大篠津町字垣ノ内、字荒山及び字松中並びに境港市佐斐神長字岡ノ出口、字岡ノ出口ノ一、字藤塚、字藤塚ノ一、字殿ノ後及び字垣ノ内

変更する部分

米子市大篠津町字元屋敷、字中津賀、字藤兵衛堀、字大西、字東外堀及び字外堀並びに境港市佐斐神町字行淵及び字行淵ノ一

鳥取県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
羽合都市計画公園 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
湯梨浜町大字宇野地先

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年12月14日付鳥取県告示第987号）の内容
（告示の内容）
（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川口 浅太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の3
山根 仙太郎	"
木島 俊介	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の6
山根 仙太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の7
川口 浅太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の12
山根 仙太郎	"
谷口 寿昭	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の19
山根 重太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の28
岡本 邦雄	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の29
吉田 登	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の34から409の36まで
大杉 亀太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の39
岡本 邦雄	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の54
"	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の56
"	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の57
山根 正憲	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の59
"	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の60
藤原 竹藏	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の61
"	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の62

中田 史子	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の72
中田 典子	〃
中田 史子	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の74
中田 典子	〃
岡本 邦雄	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の76
岡田 肇	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の78
谷口 信	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の87
岡田 勉	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の97
〃	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の98
吉田 登	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の103
中田 史子	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の107
中田 典子	〃
岡本 百太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の110
山根 熊藏	〃
山根 重太郎	〃
山本 亀次郎	〃
吉田 勇	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の123
〃	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の124
田中 清枝	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の134
山根 仙太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の138
〃	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の141
〃	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の144
山本 洋	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の146
岡本 百太郎	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山409の151
山根 熊藏	〃
山根 重太郎	〃
山本 亀次郎	〃
中田 壽徳	八頭郡若桜町大字岩屋堂字皆込山410の 6

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年12月17日付鳥取県告示第992号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川村 一雄	八頭郡若桜町大字中原字大岩谷1325の55
本家 尚子	〃
鈴木 良一	八頭郡若桜町大字中原字大岩谷1325の56
釜本 善太郎	八頭郡若桜町大字中原字大岩谷1325の65
山本 俊実	八頭郡若桜町大字中原字大岩谷1325の68
福田 喜代藏	八頭郡若桜町大字中原字外ノ岡1347の110
平家 藤藏	〃
小椋 熊蔵	八頭郡若桜町大字中原字大室1366の3
池田神社代表者	八頭郡若桜町大字中原字大室1366の22

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示（平成16年12月6日付農林水産省告示第2124号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加藤 享史	日野郡日南町下石見字押谷1784
"	日野郡日南町下石見字押谷1787
"	日野郡日南町下石見字押谷1788
"	日野郡日南町下石見字押谷1792から1796まで
高橋 惣太郎	日野郡日南町下石見字押谷1794

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示（平成16年12月6日付農林水産省告示第2125号）の内容

(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森岡 権太郎	八頭郡若桜町大字眷米字ナル谷278の6
山根 政藏	"
森岡 駒藏	"
山下 福藏	"
山根 善四郎	"
奈羅尾 市藏	"
森岡 礒次郎	"
奈羅尾 福藏	"
木島 可恵	"
木島 可恵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19
森岡 権太郎	"
山根 萬藏	"
木島 岩太郎	"
山根 吉藏	"

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

木島 可恵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の17
森岡 権太郎	"
山根 萬藏	"
木島 岩太郎	"
山根 吉藏	"

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県庁舎で使用する電気の供給 年間使用予定電力量4,252,000 kWh(平成14年度から平成16年度までの各月の平均使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動する。)

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額(料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年1月28日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成17年1月11日から同年2月21日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者で

あること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課電気係（第二庁舎1階 管財課分室）

電話 0857 - 26 - 7773（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成17年1月11日（火）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成17年1月11日（火）から同月20日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年2月21日（月）午前10時（郵便等による入札書の受領期限は、平成17年2月18日（金）午後5時）
鳥取県庁第二庁舎 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年2月14日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Government Office building 4,252,000 kWh

(2) Delivery period

From 1 April,2005 through 31 March,2006

(3) Delivery place

1 - 220 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 14 February, 2005

(5) Date and time for tender submission:

10:00 a.m. 21 february, 2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00 p.m. 18 February, 2005

(6) Please contact:

Property Management Division

General Affairs Department, Tottori prefectural Government

1-220 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

TEL 0857 - 26 - 7773

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

インターネット接続サービス 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟別館 1階

(4) 履行期間

平成17年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格を有し、その資格区分が役務の情報処理サービス又は役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請を平成17年 1月26日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成17年 1月11日（火）から同年 2月 4日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当

電話 0857 - 26 - 7613

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年 1月11日（火）から同月26日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年 2月 4日 (金) 午後 2時 (郵送による入札書の受領期限は、同月3日 (木) 午後 5時)

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第 2 会議室 (鳥取県庁本庁舎地下 1 階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出書類を、4の(1)の場所に平成17年 1月27日 (木) 正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託 (八頭地区)

(2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、八頭郡郡家町における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 4 条第 1 項に規定する基礎調査 (以下「基礎調

査」という。)を行うものである。

(3) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 78箇所

土石流 78箇所

(4) 履行期間 平成17年2月から同年3月25日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年1月11日(火)から同月19日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成16年4月1日(木)から平成17年1月19日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者(土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。)を20名以上有し、かつ、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「技術士」という。)及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。)を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であってはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として実施したものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年1月11日（火）から同月19日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年1月11日（火）から同月19日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託 (中部地区)

(2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、倉吉市における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第4条第1項に規定する基礎調査 (以下「基礎調査」という。) を行うものである。

(3) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 59箇所

土石流 43箇所

(4) 履行期間 平成17年 2月から同年 3月25日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年 1月11日 (火) から同月19日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成16年 4月 1日 (木) から平成17年 1月19日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所 (以下「事務所等」という。) を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者 (土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。) を20名以上有し、かつ、技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするもの

に合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「技術士」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として実施したのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年1月11日（火）から同月19日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年1月11日（火）から同月19日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市菟町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（西部地区）
- (2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、米子市における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行うものである。

(3) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定
急傾斜 87箇所
土石流 61箇所

- (4) 履行期間 平成17年2月から同年3月25日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 3者により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等に

ついて)に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年1月11日(火)から同月19日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成16年4月1日(木)から平成17年1月19日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者(土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。)を20名以上有し、かつ、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「技術士」という。)及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。)を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 業務が完了し、成果品を納入している基礎調査(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者(以下「技術者等」という。)として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として実施したのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年1月11日(火)から同月19日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年1月11日(火)から同月19日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5階)
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年 1月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託 (日野地区)
- (2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、日野郡江府町及び西伯郡伯耆町 (旧溝口地区) における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第4条第1項に規定する基礎調査 (以下「基礎調査」という。) を行うものである。

(3) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定
急傾斜 87箇所
土石流 58箇所

(4) 履行期間 平成17年2月から同年3月25日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年1月11日（火）から同月19日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成16年4月1日（木）から平成17年1月19日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者（土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有し、かつ、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「技術士」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として実施したものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができる者を有すること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年 1月11日(火)から同月19日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年 1月11日(火)から同月19日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。